

品川区災害廃棄物処理計画
素案

令和3年11月
品川区

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置付け	2
1 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け	2
2 発災後に策定する計画の位置付け	2
第3節 計画の対象	3
1 対象とする災害	3
2 対象とする廃棄物	3
3 災害廃棄物発生量	7
第4節 災害廃棄物処理の実施主体	12
1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方	12
第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方	13
1 基本方針	13
第6節 災害廃棄物処理の流れ	14
1 災害廃棄物処理の流れ	14
2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ	17
3 災害廃棄物処理の進め方	18
第2章 災害廃棄物対策	20
第1節 平常時	20
1 組織体制の検討	20
2 協力・支援（受援）体制	24
3 情報収集・連絡	27
4 仮置場等の確保	29
5 地区仮置場の確保	44
6 応急仮置場の確保	46
7 一次仮置場の確保	47
8 二次仮置場の確保	51
9 資源化物一時保管場所	51
10 最終処分	51
11 仮置場等の原状復帰	52
12 道路啓開に伴う災害がれき処理	52
13 公費解体に関する災害がれき処理	53
14 し尿処理方法の検討	54
15 ごみの処理方法の検討	55
16 区民への事前周知	56

第2節 初動期（発災後約1か月まで）	57
1 初動体制の構築	58
2 災害がれき処理	58
3 ごみ処理	65
4 し尿処理	68
5 区民やボランティアへの周知	73
6 （仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部との連携	75
7 災害廃棄物処理実行計画の作成	75
第3節 応急期（おおよそ3か月まで）	77
1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）	77
2 公費解体範囲の公表	77
3 国庫補助金対応	78
4 特別区で連携した処理	78
第4節 復旧期（おおよそ3年まで）	81
1 公費解体受付準備	81
2 公費負担災害がれき処理	81
3 進行管理	82
4 災害廃棄物処理実行計画見直し	82
5 仮置場の原状復帰	82
6 特別区で連携した処理	82
第3章 継続的な計画の見直し	83
第1節 教育・訓練計画	83
第2節 計画の見直し、マニュアルの整備	83
第3節 今後の取組み	84

第1章 総則

第1節 目的

品川区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）の目的は以下のとおりである。

- (1) 首都直下地震をはじめとする大規模な災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- (2) 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小限にとどめること。
- (3) 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」とする）、東京二十三区清掃協議会（以下、「清掃協議会」とする）、東京都（以下、「都」とする）、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民、それぞれの役割を明確にし、円滑な相互連携の実現に資すること。

第2節 計画の位置付け

1 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画は、東日本大震災での経験を踏まえて策定された、環境省「災害廃棄物対策指針（以下、「国指針」とする）」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正」、環境省「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」、「東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（平成27年3月特別区清掃主管部長会）」を踏まえ、品川区地域防災計画（以下、「区地域防災計画」とする）との整合性を図り、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定める。

2 発災後に策定する計画の位置付け

災害発生後、本計画に基づき初動対応を実施する。その後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた「品川区災害廃棄物処理実行計画」を策定する。各計画や指針との相関関係は、以下に示すとおりである。

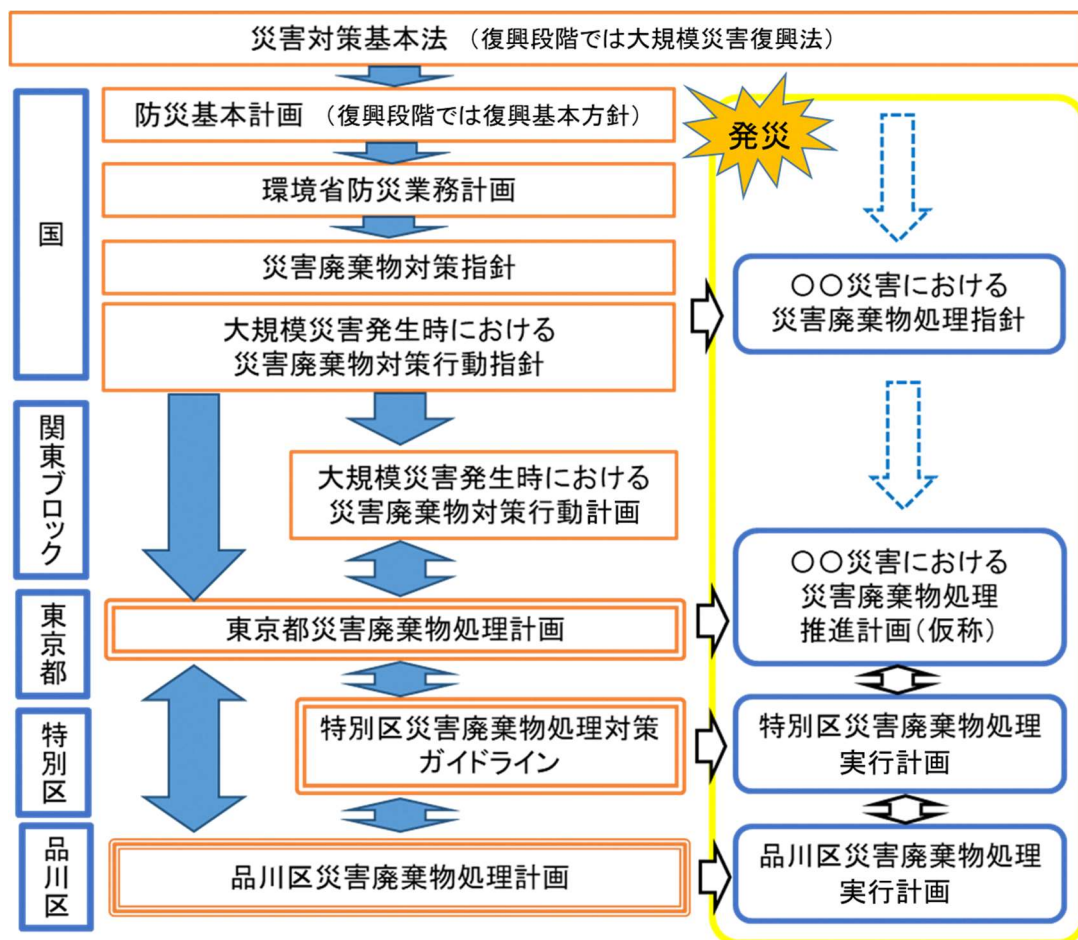


図 品川区災害廃棄物処理計画の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画は、自然災害のうち、主に地震災害および風水害を対象とする。

地震災害とは、大規模地震対策措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害をいう。

風水害とは、大雨や台風、低気圧や前線、そして竜巻などの突風により生ずる被害をいう。

2 対象とする廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、「災害によって発生する廃棄物」及び「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」とする。なお、通常生活で排出されるごみ、し尿は除く。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、被災した事業場からの事業系一般廃棄物、有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物は、計画に含めて検討する。

表 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要
災害がれき		<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物
ごみ	片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）
	生活ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く） ※避難施設および在宅避難で排出される生活ごみを含む その他、災害に起因する廃棄物
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した事業場からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く）
し尿		<ul style="list-style-type: none"> 被災施設の簡易トイレや仮設トイレからのし尿（通常生活で排出されるし尿は除く）

※品川区では通常、燃やすごみ・陶器ガラス金属ごみ・粗大ごみは各戸収集、資源については資源回収ステーションでの収集を行っている。発災後 72 時間経過後に通常収集を再開予定。

表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
可燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃物が主体の混合廃棄物である。 重機等による粗分別では分けることができない木くずやプラスチック等が混在した廃棄物である。コンクリートがらや金属等も混在している。 火災防止措置を検討する必要がある。 		
不燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> 不燃物が主体の混合廃棄物である。重機等による粗分別では分けることができないコンクリートがらやブロック、レンガ、土砂等が混在した廃棄物である。木くずやプラスチック等も混在している。 		
木質系混合物 (木くず)	<ul style="list-style-type: none"> 柱・張・壁材（角材・柱材）や流木等が主体の混合廃棄物である。 リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要である。 火災防止措置を検討する必要がある。 		
金属系混合物 (金属くず)	<ul style="list-style-type: none"> 構造物の鉄骨・鉄筋等の鋼材やアルミ材などが主体の混合廃棄物である。 スチール家具等が多く含まれる。 		
コンクリート系混合物 (コンクリートがら、アスファルトがら)	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずが主体の混合廃棄物である。 リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去、破碎等が必要である。 		
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃置類、食品系廃棄物、水産廃棄物、農林・畜産廃棄物など 水分を多く含むと腐敗しやすく、悪臭や汚水が発生するため、優先処理が必要 発酵により発火の可能性のある量など、収集・保管には注意が必要 		
危険物有害物	<ul style="list-style-type: none"> PCB 廃棄物、消火器、高圧ガスボンベ、化学物質・薬品等、医療廃棄物、廃油、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ、塗料など 爆発の危険性のあるガスボンベなど、収集・保管には注意が必要 		
廃家電	<ul style="list-style-type: none"> エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、テレビは家電リサイクル法に基づき処理する。 パソコン（モニター含む）は、資源有効利用促進法に基づき処理する。 腐敗防止のため冷蔵庫内の生鮮品等は除去する。 		


混合物名	特徴や備考	図	
	<ul style="list-style-type: none"> 品目、寸法、メーカー毎に整理が必要である。 ただし、破損品はリサイクル不可である。 その他廃家電として小型家電がある。 		
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> 廃石膏ボード、シート類、塩ビ（塩ビ管等）、光ファイバー、タイヤ、ピアノ、墓石・法名碑等、仏像・縁起物等、漁具・漁網・鉛入りロープ類、肥料原料、油混じり土砂など 		-

表 本計画で対象とするごみの種類（例）

分類	混合物名	特徴や備考	図	
片付け ごみ	粗大ごみ (可燃系)	<ul style="list-style-type: none"> 木製の家具（たんす、本棚等）、布団類、カーペット、じゅうたん、障子・ふすま等の建具、プラスチック製品など 	-	-
	粗大ごみ (不燃系)	<ul style="list-style-type: none"> 電気製品（テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・パソコンを除く）、金属製の家具（机・いす等）、鏡、自転車、トタン、ガステーブル、チャイルドシート、一斗缶など 	-	-
	腐敗性 廃棄物	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
	危険物 有害物	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
	廃家電	「表 災害時に発生する災害がれきの種類（例）」参照	-	-
生活 ごみ	資源	<ul style="list-style-type: none"> 食料の梱包などの段ボール・新聞紙、食料・水の包装等のビニール類・プラスチック類、ペットボトル、びん、缶、乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計など 	-	-
	燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> 残飯等の生ごみ、汚れの落ちないプラスチック製容器、洗濯できないことによる衣類、ゴム・革製品、紙くず、ティッシュなど 生ごみなどは、ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に使用したマスク等は、ゴミ袋を二重にするなど対策を行う。 	-	-
	陶器 ガラス 金属ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 陶器、ガラス、金属類、小型の家電製品（一辺が30cm以内のもの）、カセットボンベ、スプレー缶、ライター、電球・LEDなど 	-	-
	医療 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 医療行為に伴う注射器、血の付着したガーゼなど 	-	-
事業系 一般 廃棄物	-	<ul style="list-style-type: none"> 被災した事業場からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く） ※有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物を含む 	-	-

第1章 総則
第3節 計画の対象

表 本計画で対象とするし尿の種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
仮設トイレからのし尿	<ul style="list-style-type: none"> 被災施設の仮設トイレからのし尿 公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃、消毒が必要 	-	-
簡易トイレによるし尿	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設や家庭で使用した簡易トイレ 公衆衛生の確保のため、袋に入れて分別保管し、速やかな処理が必要 	-	-

表 その他災害廃棄物の種類（例）

混合物名	特徴や備考	図	
土砂系混合物	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害、水害等により発生する土砂堆積物である（災害発生土）。 通常は、流用可能な土として取り扱われ、災害廃棄物としては取り扱われない。 再生資材とするためには、土のう袋を取り除く必要がある。 		
廃自動車 廃タイヤ等	<ul style="list-style-type: none"> 災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車である。 リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 平置保管の場合、敷地が必要である。 盗難対策が必要である。ELVは感電に注意する。 溜まり水から蚊が発生することがあるため、シート掛け、害虫駆除等を検討する必要がある。 		
廃船舶等	<ul style="list-style-type: none"> 災害により被害を受け使用できなくなった船舶である。 FRP船（ガラス繊維強化プラスチック）等は二次仮置場で破碎等を行わない場合は処理施設に搬出する必要がある。 		-
思い出の品 貴重品等	<ul style="list-style-type: none"> 写真 他の災害廃棄物と混在しないよう取扱いに関する手順を定める。 また、公開方法についての検討が必要である。 		-

※参考：災害廃棄物対策情報サイト(<http://kouikishori.env.go.jp/>)「災害廃棄物の種類（環境省）」等

3 災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」（東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s）に基づき、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約 190 万トンにも上ると推計される。

一方で、浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき、風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約 7.4 万トンにも上ると推計される。

風水害と比較し、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量が大きく上回るため、本計画では、基本的に地震による災害廃棄物を対象として処理計画を検討する。なお、風水害による災害廃棄物の処理について留意が必要な点についても、補足的に検討する。

3.1 地震による災害廃棄物発生量

(1) 地震による被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」によると、東京湾北部地震・冬の 18 時・風速 8m/s の条件で被害が最大となる。

表 東京湾北部地震における地震の規模

前提条件	
地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3（震度別面積率：〈6弱〉3.1%、〈6強〉95.9%、〈7〉0.9%）

表 東京湾北部地震における被害想定

条件	規 模		東京湾北部地震 (M7.3)					
	時期及び時刻		冬の朝 5 時		冬の昼 12 時		冬の夕 18 時	
	風 速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
物的被害	原因別建物全壊	ゆれ(棟)	5,214		5,214		5,214	
		液状化(棟)	29		9		9	
		急傾斜地崩壊(棟)	57		57		57	
		計	5,281*		5,281*		5,281*	
	火災	焼失棟数(棟)	1,240		2,901		19,667	
		倒壊建物を含まない	1,284		3,015		20,095	
	ライフライン	電力(停電率)	20.8%		23.5%		47.4%	
		固定電話(不通率)	3.0%		6.2%		35%	
		ガス(供給停止率)	16.1 ~100.0%		16.1 ~100.0%		16.1 ~100.0%	
		上水道(断水率)	46.2%		46.2%		46.2%	
	下水道(管きよ被害率)	28.7%		28.7%		28.7%		
	エレベーター閉じ込め台数(台)	288	289	297	297	368	370	
	震災廃棄物(万 t)	144	144	148	148	189	190	
人的被害	死者(人)	351	352	322	325	768	779	
	うち要配慮者死者数(人)	166	166	110	111	285	289	
	負傷者(人)	6,096	6,100	5,995	6,009	7,966	8,016	
	うち重傷者(人)	812	813	807	811	1,362	1,376	
	避難者(人)	101,279	101,476	108,614	109,115	182,621	184,510	
	滞留者数(人)	-	-	-	480,501	-	480,501	
	うち帰宅困難者数(人)	-	-	-	179,084	-	179,084	
	自力脱出困難者(人)	-	2,682	-	2,425	-	2,459	

想定される被害が最大

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない。

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 東京都防災会議）」

【資料編：資料 2. 対象とする災害の規模及び種類 (1) 地震】

(2) 地震による災害がれきの発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s）を想定した都の被害想定結果に基づき、地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約190万トンにも上ると推計される。

表 地震による災害廃棄物（災害がれき）の発生量

地震の震源地	重量（万トン）	体積（万m ³ ）
東京湾北部地震	190	253
多摩直下地震	75	93
元禄関東地震	180	241
立川断層帯地震	0	0

想定される被害が最大

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年東京都防災会議）報告書 p. 1-180

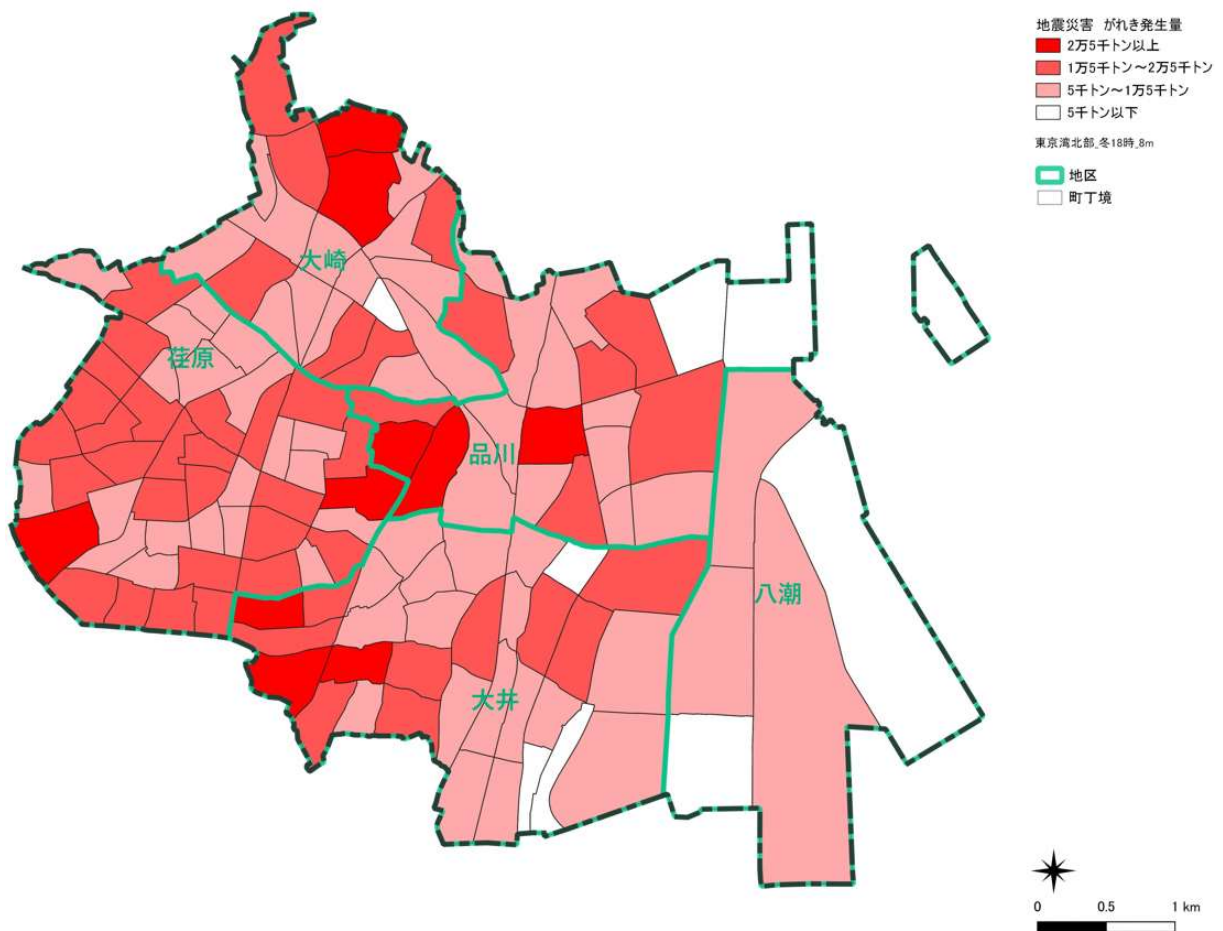


図 地震による災害がれきの発生量（東京湾北部地震（冬の18時・風速8m/s））

【資料編：資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 1. 災害がれき発生量 (1) 地震】

(3) 地震によるごみ発生量（推計）

平常時の粗大ごみ発生量および災害時ごみ発生量増加分にに基づき試算すると、地震時の片付けごみ発生量（粗大ごみ）は、約 7.7 千 t/年と推計される。

また、区の令和 3 年 10 月の人口に基づき計算すると、地震時の生活ごみ発生量（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）は、約 278t/日と推計される。

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき計算すると、地震時の生活ごみ（燃やすごみ、資源、陶器・ガラス・金属ごみ）発生量のうち、地震時の避難所における生活ごみ発生量は、約 82t/日と推計される。

【資料編：資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 2. ごみ発生量】

【事業系一般廃棄物について】

上記の推計には、事業系廃棄物は含まれていない。原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととするが、被災した事業場からの事業系一般廃棄物及び有料ごみ処理券で区が一般廃棄物と合わせて収集している産業廃棄物も本計画で取扱う範囲としている。そのため、事業系一般廃棄物及びあわせて処理する産業廃棄物の発生量は、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めている品川区一般廃棄物処理実施計画を参考とする。

(4) 地震によるし尿発生量（推計）

東京湾北部地震（冬の 18 時・風速 8m/s）を想定した都の被害想定結果の避難者数に基づき試算すると、約 32 万 L/日のし尿が発生すると推計される。

【資料編：資料 3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 3. し尿発生量】

3. 2 風水害による災害廃棄物発生量

(1) 風水害による被害想定

大雨による浸水（想定最大規模の降雨による浸水）の条件で被害が最大となる。

	想定される災害	被害状況	想定される被害が最大
大雨による浸水	想定最大規模の降雨による浸水	城南地区河川流域で想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）が、品川区全域に降った場合に想定される浸水。	
	東海豪雨規模の降雨による浸水（東海豪雨規模降雨）	東海豪雨（総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm）と同じ条件の雨が降り、目黒川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。	
	多摩川流域で想定される最大規模の降雨による浸水	多摩川流域で想定される最大規模の雨（多摩川流域の 48 時間総雨量 588mm）が降り多摩川が決壊した場合に、約 8 時間後に氾濫水が到達し、区内の一部地域で浸水することが想定されている。	
高潮による浸水	想定最大規模の台風による高潮浸水	東京湾に想定し得る最大規模の台風（室戸台風級：910hPa）が通過し、堤防等が決壊した場合に想定される浸水。	
	過去 100 年の最高潮位による浸水（浸水想定計画規模）	過去 100 年の最高潮位（T.P. +2.5m）により、立会川が氾濫した場合に区内の一部地域で浸水することが想定されている。	

第1章 総則
 第3節 計画の対象

	想定される災害	被害状況
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	東京都は、傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害の及ぼす恐れのある急傾斜地及び近接地と定義している急傾斜地崩壊危険箇所について、品川区において 43 か所を公表している。区では、東京都公表の急傾斜地崩壊危険箇所 43 か所のうち、自然斜面で建物の立地状況等により、土砂災害につながる恐れのある 6 か所を警戒区域として選定している。
	土砂災害（特別）警戒区域	平成 13 年 4 月に施工された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に伴い、令和元年 9 月 26 日に東京都が区内 49 か所の急傾斜地を土砂災害警戒区域に指定。そのうち、37 か所を土砂災害特別警戒区域に指定した。

【資料編：資料 2. 対象とする災害の規模及び種類 (2) 風水害】

(2) 風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量（推計）

浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき、風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量を試算すると、最大で約7.4万トンにも上ると推計される。

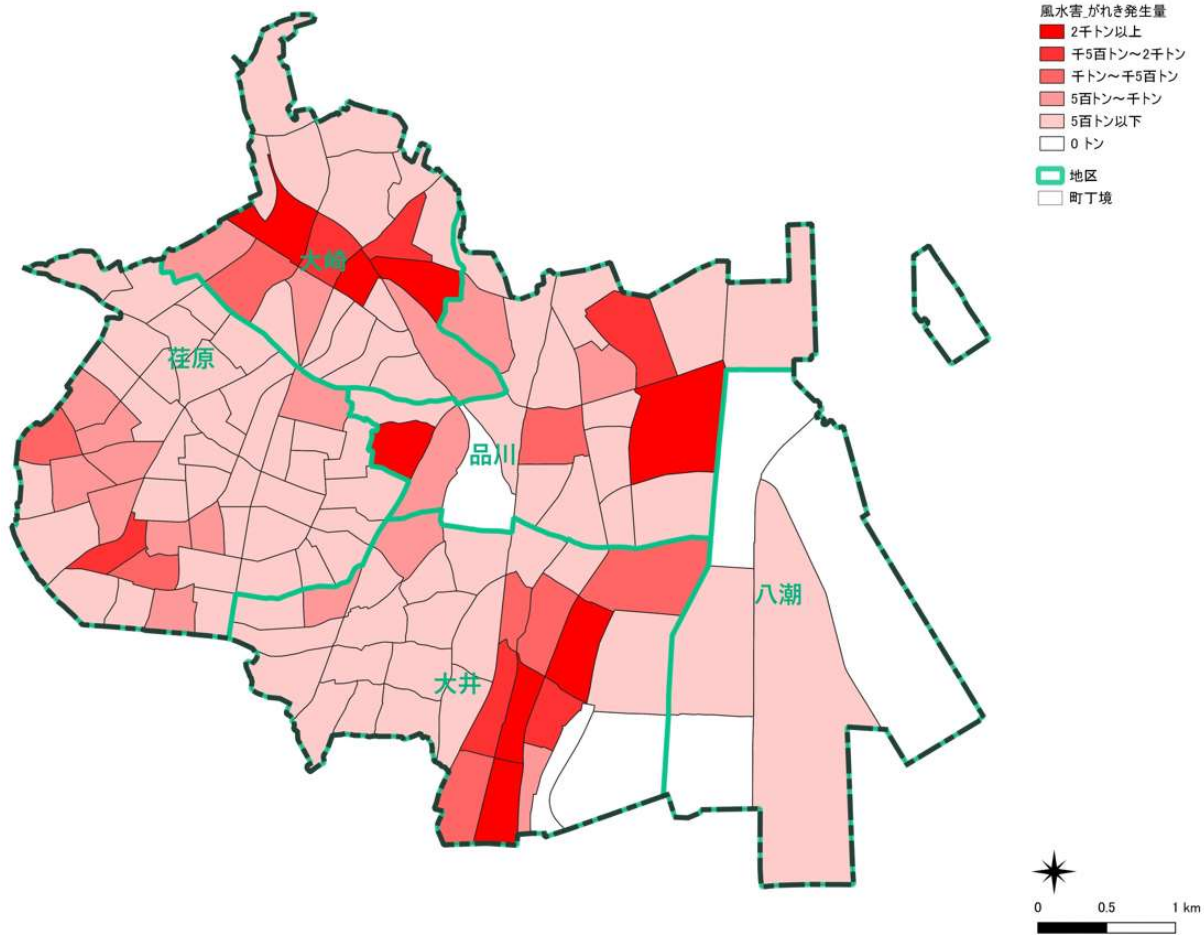


図 風水害による災害廃棄物（災害がれき）の発生量
（大雨による浸水（想定最大規模の降雨による浸水））

【資料編：資料3. 発災時における災害廃棄物発生量の整理 1. 災害がれき発生量 (2) 風水害】

第4節 災害廃棄物処理の実施主体

1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方

(1) 区の役割

区は、自区域内で発生した災害廃棄物について、収集・運搬を実施し、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用するなどして、特別区で連携し、処理を行うものとする。

また、特別区で共同処理しきれない場合は、都を窓口として、他府県での広域処理を実施する。なお、最終処分の実施については、特別区及び都と連携して実施するものとする。

(2) 特別区の役割

特別区は、各区域内で発生した災害廃棄物について、連携して収集・運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所などを共同で設置し、処理を行う。

(3) 清掃一組の役割

清掃一組は、各区域内で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理などの中間処理を行う。またくみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行う。

(4) 清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

(5) 都の役割

都は、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

(6) 事業者の役割

事業者は、廃棄物の排出者であり、被災した事業場から排出される廃棄物の処理について、分別や再生利用、再資源化を行うなど、廃棄物の適正処理に努める。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、区及び特別区が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たすように努める。

(7) 区民の役割

被災地域の区民は、廃棄物の排出者であり、災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たすように努める。

第5節 災害廃棄物処理の基本的な考え方

1 基本方針

(1) 計画的な対応・処理

災害廃棄物発生量、道路、施設、仮置場の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。

(2) 衛生的な処理

生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。

(3) 安全性の確保

宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。

(4) 環境に配慮した処理

混乱した状況下でも、災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

(5) 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(6) 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を促進する。

(7) 区民やボランティアとの協力

生活ごみや片付けごみ等の分別ルールをわかりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。

(8) 共同処理及び関係機関との連携

災害がれき処理にあたっては、特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・民間企業と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などとの協力・支援を受けて処理する。

第6節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物処理の流れ

(1) 災害がれき処理の流れ

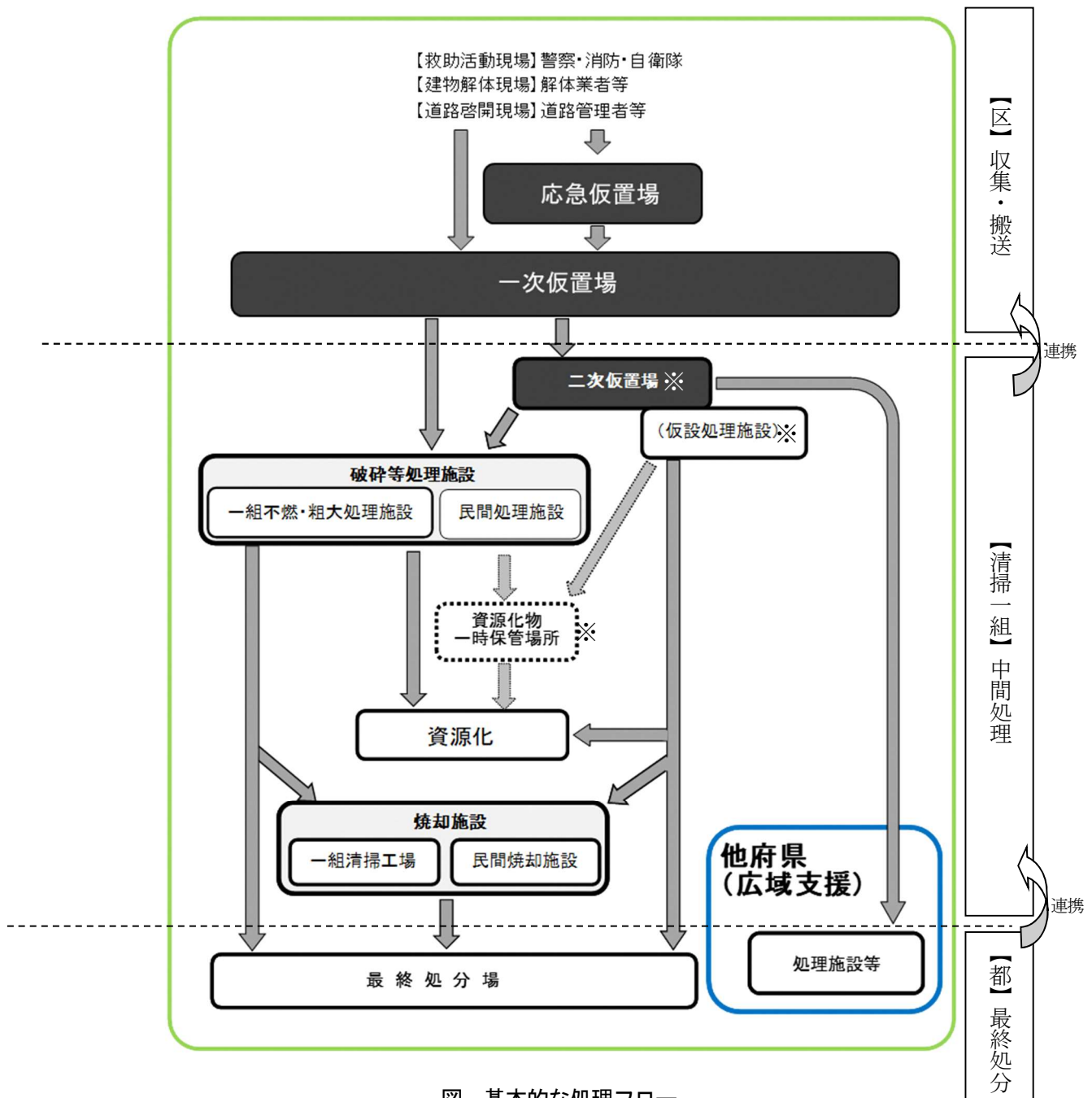


図 基本的な処理フロー

※ 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所は特別区が共同で設置する。

(2) ごみ処理の流れ

発災後 72 時間以降に順次各戸収集を再開予定

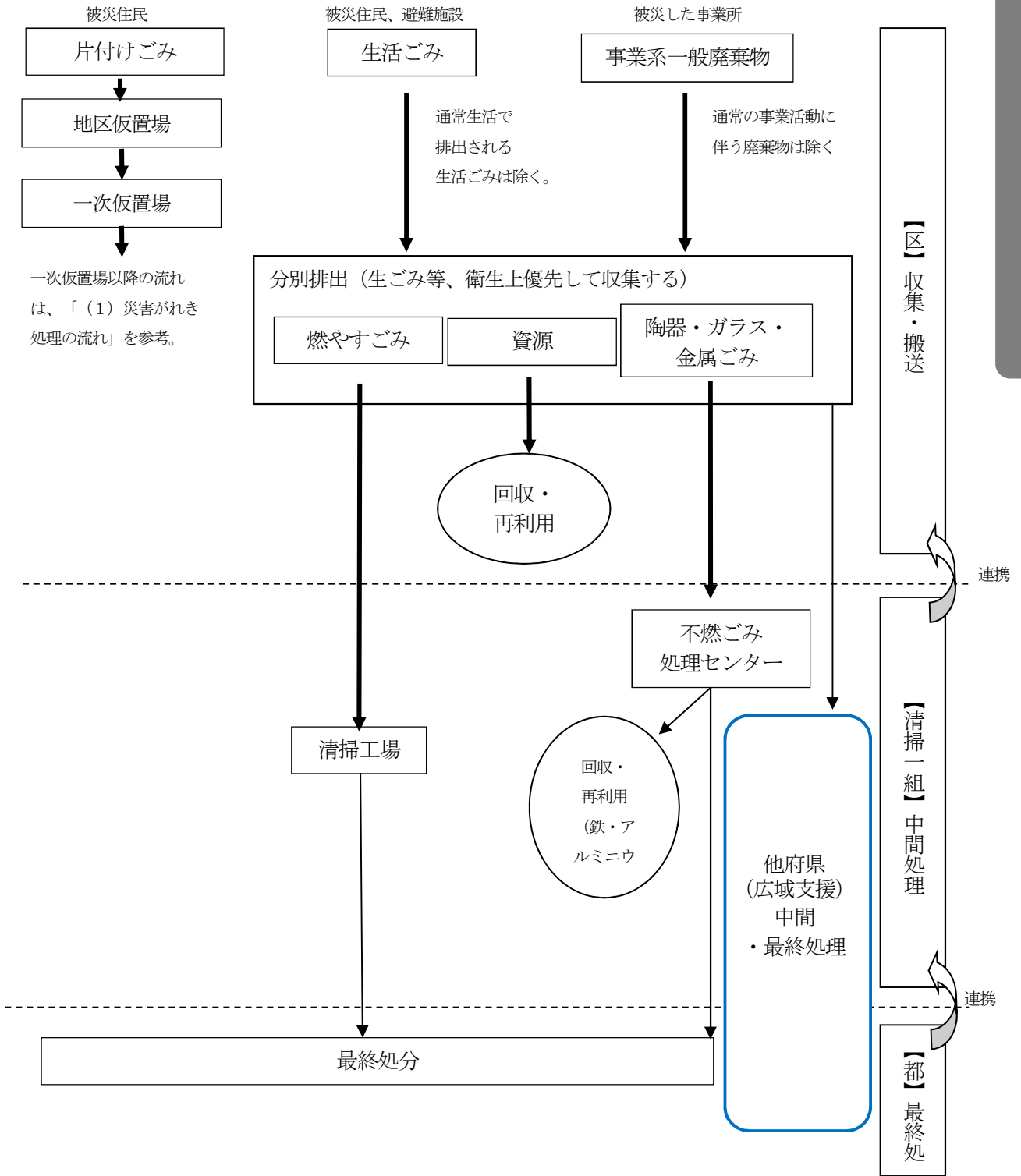


図 基本的な処理フロー

※ 黒太線は区が実施する役割を示す。

(3) し尿処理の流れ

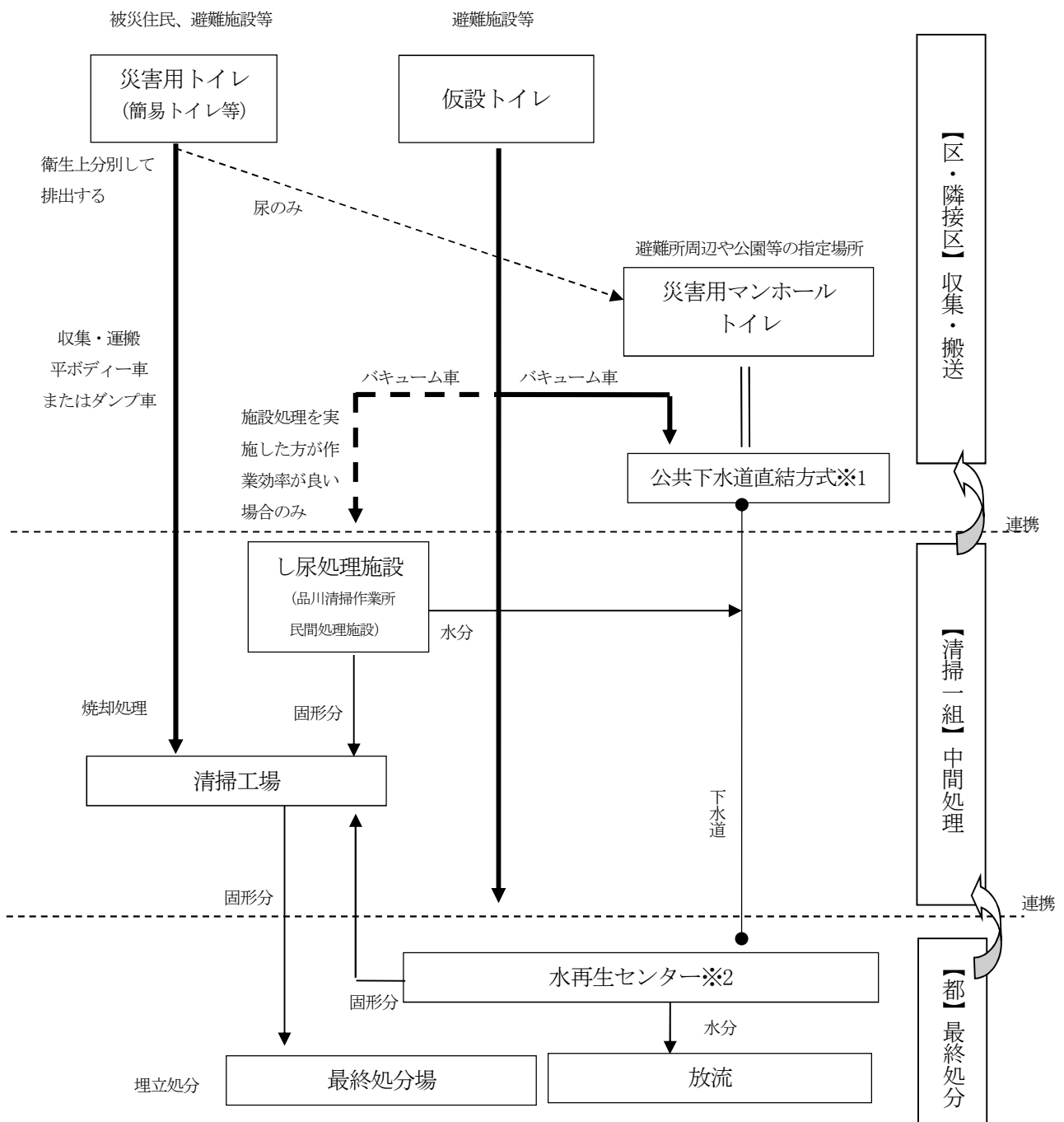


図 基本的な処理フロー

- ※ 黒太線は区が実施する役割を示す。
- ※1 原則、指定されたマンホールを使用する。
- ※2 原則、森ヶ崎水再生センター、芝浦水再生センターを使用する。

2 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

被災建築物の分別解体や地区仮置場及び一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。被災した家電製品（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ含む）、冷蔵庫（冷凍庫・保冷庫・冷温庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。

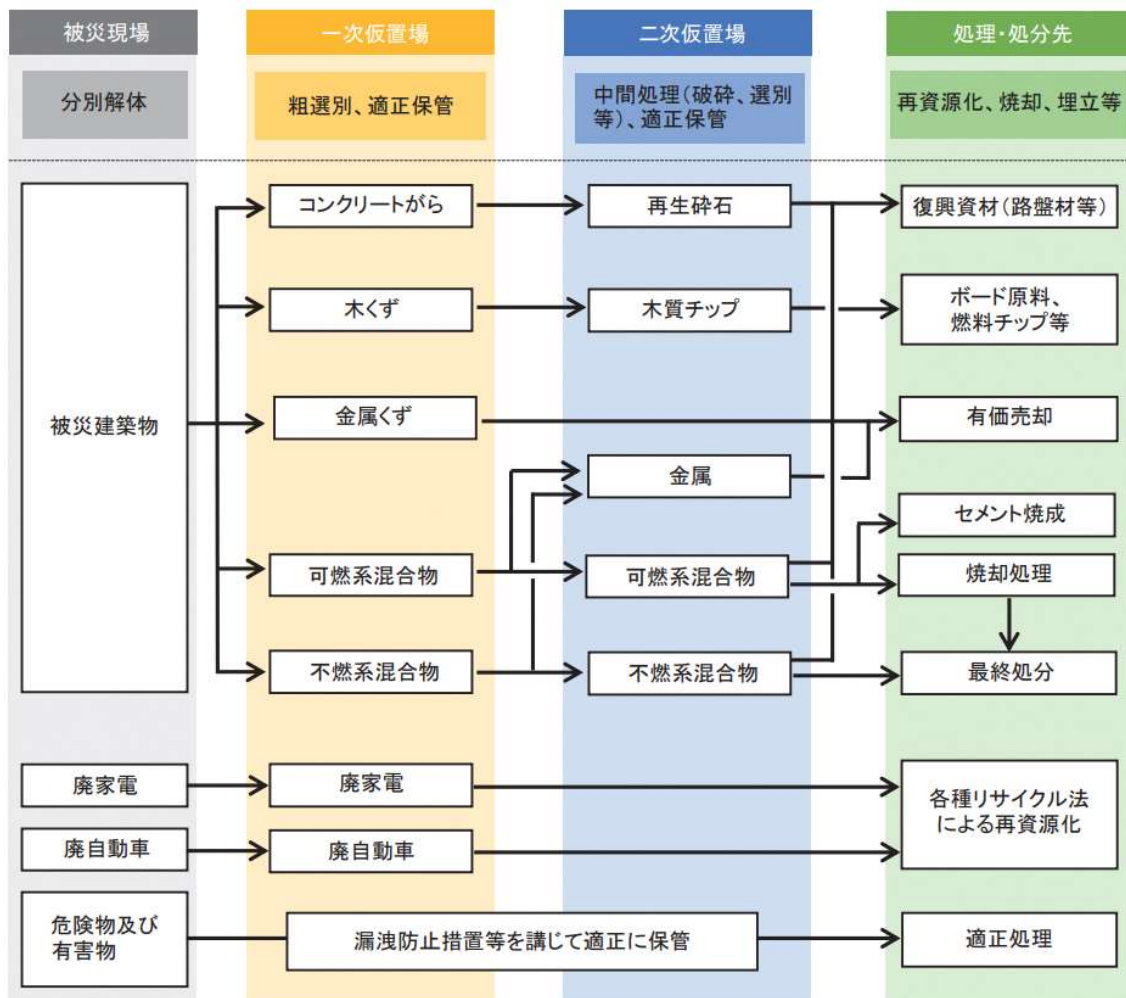


図 災害廃棄物の標準処理フロー

出典：東京都災害廃棄物処理計画 平成 29 年 6 月改定

3 災害廃棄物処理の進め方

時系列		取組事項
初動期	発災直後	<p><迅速な体制整備に向けた準備></p> <p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。
	～3日目 (72時間)	<p><被害状況の把握、住民周知、仮置場等の運営></p> <p>【被害状況の把握・指揮命令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者、道路被害、建物被害、廃棄物処理施設及び雇上業者等の状況を把握し、集約を行う。 ・23区の災害時協定先の状況確認および特別区、清掃一組、清掃協議会等と連絡調整を行う。 <p>【避難所ごみ、し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、被災者の受入れ、避難所生活が始まるため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、ごみ収集処理体制を整備する。 ・仮設トイレや災害用トイレ等の必要量を把握し、必要量を確保する。 <p>【被災住民の排出するごみ、し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民によるごみの搬出が始まるため、被災現場からのごみの回収方法を決定する。家庭ごみの収集は、発災後72時間は一時休止する。 ・ごみの分別方法や回収方法等に関する住民周知を行う。 <p>【仮置場等の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結先等の協力を得て道路啓開を行う。道路啓開に伴う応急仮置場を確保し、設置する。 ・片付けごみなども想定した地区仮置場の設置・運営を行う。 ・協定締結先との役割分担および指揮命令を行う。
	～3週間程度 (21日間)	<p><仮置場等の管理、収集運搬の開始、実行計画策定></p> <p>【仮置場等の管理運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場を選定、確保する。 ・災害廃棄物の収集運搬、処分や一次仮置場管理業務に関する委託契約を締結する。 <p>【収集・運搬の開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開災害がれき等を一次仮置場へ運搬する。 ・仮設トイレのし尿汲み取り搬入、簡易トイレ等の収集・運搬を行う。 ・生活ごみ収集運搬を開始する。 ・運搬車両が不足する場合は、都や都を通じた広域応援要請を行う。
	～1か月後 (30日間)	<p>【指揮命令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定先や自治体の応援職員の指揮を執り、災害廃棄物の処理を行う。 ・ボランティアの受け入れ調整を行う。 <p>【実行計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 ・品川区災害廃棄物処理実行計画の作成

時系列		取組事項
応急期	～3 か月 (90 日間)	<p>＜公費解体の実施決定、災害廃棄物処理の開始＞</p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の災害がれき処理の対象となる範囲を決定し、公表する。 ・公費解体等に関する国庫補助金の対応を開始する。 <p>【処理ルート整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場、最終処分場の確保を行う。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を検討する。 ・処理施設への搬入、中間処理、再資源化、最終処分を開始する。 ・仮設処理施設の設置運営を開始する。
	～6 か月 (180 日間)	<p>＜公費解体の開始、円滑な処理ルートの確保＞</p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の申請・相談窓口の設置、受付を開始し、順次、解体工事を開始する。 ・排出現場での分別をできる限り行う。 <p>【処理ルートの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ・処理施設への搬入、中間処理、最終処分を実施する。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。
復旧 復興期	～1 年 (365 日間)	<p>＜処理体制の継続的改善＞</p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の申請・相談窓口の運営や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行い、仮置場等へ搬入するとともに、効率的な解体を進める。
	～2 年 (730 日)	<p>【処理ルートの最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内施設、都外施設への搬出を継続する。 ・進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
	～3 年程度 (1095 日)	<p>＜処理完了に向けた準備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ・公費解体申請・相談窓口での受付終了に関する区民への周知を行う。 ・仮置場の原状復旧を行う。